

## 第 1 2 号議案

桶川市個人情報保護条例の一部を改正する条例

桶川市個人情報保護条例（平成 1 3 年桶川市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(定義) 第2条 略 (2) 個人識別符号 <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項</u> に規定する個人識別符号をいう。 (3) 要配慮個人情報 <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第4項</u> に規定する要配慮個人情報をいう。	(定義) 第2条 略 (2) 個人識別符号 <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項</u> に規定する個人識別符号をいう。 (3) 要配慮個人情報 <u>個人情報の保護に関する法律第2条第3項</u> に規定する要配慮個人情報をいう。

### 附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 2 月 2 2 日提出

桶川市長 小 野 克 典

### 提 案 理 由

個人情報保護制度の見直しにより、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されることに伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。